

【訪問看護 重要事項説明書】

1.事業所の概要

名 称：さくら訪問看護ステーション

指定番号：2360790394

設置主体：株式会社 CYOS

所 在 地：名古屋市昭和区桜山町 2 丁目 48 番地の 1 ジュネコキアージュ桜山 901

管 理 者：名頭園 智代

TEL：052-680-9400

FAX：052-875-8204

提供地域：名古屋市昭和区

上記以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

職員体制：管理者（看護師） 常勤 1 名（兼）

従事者 看護師 常勤 3 名 非常勤 0 名 准看護師 常勤 0 名 非常勤 1 名

2.運営方針

- 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3.サービスの内容

病状・症状の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等日常生活の世話、床ずれの予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置

4.サービスの提供時間

- 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 営業時間：午前9時00分から午後6時00分までとする。

※但し、電話等により、24時間常時連絡体制であり、緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算に同意されている方の緊急時は以下の電話番号へ連絡で看護師が対応します。状況によっては看護師が時間に関わらず、訪問いたします。

夜間、休日連絡先：(052) 680-9400

5.利用料金

- 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として単位数に地域区分（1単位が11.05円）を乗じた金額の1割～3割です。（介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準ずる）ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- 介護予防訪問看護での利用料金は介護保険利用時の基本料金(概算)加算料金(概算)に準ずる。但し、ターミナルケア加算は非該当になります。
- 介護保険利用の場合は、基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前8時）は、50%増しとなります。
- 料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- 医療保険利用の際、准看護師による訪問看護が行われた場合、基本利用料に対して10%減となります。
- 介護保険利用の場合、下記の要件いずれかに該当する場合、基本利用料に対して10%減となります。
 - I 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
 - II 上記I以外の範囲に所在する建物に居住する者
(当該建物に居住する当事業所の利用者の人数が1月あたり20以上の場合)
- 通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、30円/1キロメートルを徴収とします。
- 料金のお支払い方法：翌月10日前後に前月分の請求書を発行致しますので、口座振替もしくは現金にてお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします
- 償還払いについて：保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払して頂きます。当事業所からの領収書を、後日市町村の窓口へ提出すれば払い戻しを受けられます。
- 死後の処置料は、10,000円とします。
- 緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算

私は、常時看護に関する相談の実施と、必要に応じ、計画に位置付けられていない訪問看護の実施を希望し、緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算に、同意します。 / 同意しません。

※基本料金表、別紙参照

利用者

印

代理人

印

6.個人情報の取り扱い（秘密保持）

当事業所には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者、医師に必要な情報を提供します。

※詳細、別紙参照

7.事故発生時の対応

サービスの提供中に万が一事故が発生または、様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅支援事業所等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

8.虐待の防止について

- ① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 名頭園 智代
-------------	------------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9.損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族に生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずる事が出来ます。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催します。その結果を、訪問看護従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11.事業計画の算定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、訪問看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12.苦情申立窓口

訪問看護サービスに関する相談や苦情は遠慮なく、当事業所までご連絡ください。

【さくら訪問看護ステーション】

担当： 名頭園 智代

TEL：(052) 680-9400

【外部苦情処理相談窓口】

愛知県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）

TEL：(052) 971-4165

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

TEL：(052) 959-3087